

○島根県立総合福祉センター条例施行規則

平成 7 年 6 月 30 日

島根県規則第 39 号

改正 平成 8 年 3 月 29 日規則第 41 号
平成 9 年 3 月 25 日規則第 8 号
平成 11 年 3 月 30 日規則第 26 号
平成 12 年 3 月 31 日規則第 54 号
平成 15 年 3 月 28 日規則第 42 号
平成 16 年 10 月 22 日規則第 85 号
(平成 17 年 3 月 4 日規則第 10 号)
(平成 17 年 3 月 18 日規則第 18 号)
平成 17 年 3 月 4 日規則第 10 号
平成 17 年 3 月 18 日規則第 18 号
平成 21 年 9 月 8 日規則第 74 号
平成 26 年 3 月 18 日規則第 20 号
平成 28 年 3 月 25 日規則第 16 号
平成 31 年 3 月 29 日規則第 26 号
平成 31 年 4 月 26 日規則第 48 号
令和 2 年 5 月 29 日規則第 58 号
令和 3 年 3 月 19 日規則第 19 号

島根県立総合福祉センター条例施行規則をここに公布する。

島根県立総合福祉センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、島根県立総合福祉センター条例（平成 7 年島根県条例第 13 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の申請に関する書類等)

第 2 条 条例第 6 条第 2 項の申請書の様式は、指定管理者指定申請書（様式第 1 号）によらなければならない。

2 条例第 6 条第 2 項の規則で定める書類は、団体の活動実績書（様式第 2 号）とする。

(平 16 規則 85・全改)

(事業報告書の内容等)

第 3 条 条例第 8 条の規則で定める日は、毎会計年度終了後 60 日とする。ただし、条例第 10 条第 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合は、その取消の日から 30 日とし、その報告の対象となる期間は当該取消の前日までとする。

2 条例第 8 条の規則で定める内容は、次のとおりとする。

- (1) センターの管理の体制
- (2) 施設等で実施した事業の内容並びに当該事業を実施した時期及び成果
- (3) 施設等の利用の実績及びその分析
- (4) センターの管理に要した経費の総額及び内訳
- (5) その他センターの管理に関し知事が必要と認める事項

(平 16 規則 85・全改)

(使用料の納付)

第4条 使用料は、知事が認めた場合を除き、条例第13条第1項の許可を受けるときに納付するものとする。

(平28規則16・全改)

(使用料の減免)

第5条 条例第16条の規定により、有料施設等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、条例別表に定める使用料の額から当該各号に定める額を減免することができる。ただし、陶芸窯の使用について当該各号に定める額は、使用料の3割に相当する額とする。

- (1) 国又は地方公共団体が、健康若しくは福祉の増進又は生涯学習の推進の目的のために使用するとき。 使用料の全額
- (2) 社会福祉法人その他これに類する団体のうち知事が使用料を減免することが適当と認めたものが、健康又は福祉の増進の目的のために使用するとき。 使用料の全額
- (3) 教育委員会又は学校が、主催し、かつ、児童、生徒又は学生に健康又は福祉に関する学習機会を提供する目的のために使用するとき。 使用料の全額
- (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実に図るため、児童相談所又は心と体の相談センターにおいて知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「障害者」という。）が、使用する（個人のみが使用する場合に限る。）とき。 使用料の2分の1に相当する額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認めるとき。 知事が別に定める額

(平16規則85（平17規則18）・全改、令2規則58・令3規則19・一部改正)

(使用料の還付)

第6条 条例第17条ただし書の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額の使用料を還付するものとする。

- (1) 条例第17条第1号又は第2号に該当するとき。 使用料の全額
- (2) 条例第17条第3号に該当するとき。 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額

使用の中止を申し出た日	還付する額
使用開始の日の前日から起算して7日前まで	使用料の8割相当額
使用開始の日の前日から起算して3日前まで	使用料の5割相当額

2 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(平16規則85・旧第7条繰上・一部改正)

(設備使用料)

第7条 条例別表の2の設備使用料で、知事が定める単位及び知事が定める額は、別表のとおりとする。

(平16規則85・旧第8条繰上)

附 則

この規則は、平成7年7月3日から施行する。

附 則（平成8年規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年規則第8号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第26号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第54号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定並びに別表第1の次に1表を加える改正規定については、平成12年5月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年規則第85号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第10号）

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成17年規則第18号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第74号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第20号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第16号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に島根県立総合福祉センター条例（平成7年島根県条例第13号）第13条第1項の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年規則第26号）

改正 平成31年4月26日規則第48号

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（平31規則48・一部改正）

附 則（平成31年規則第48号）

この規則は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝令和元年5月1日）

附 則（令和2年規則第58号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の島根県立総合福祉センター条例施行規則の規定は、令和2年5月9日から適用する。

附 則（令和3年規則第19号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県立総合福祉センター条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第7条関係）

（平26規則20・旧別表第1・全改、平31規則26・令3規則19・一部改正）

1 島根県立東部総合福祉センター

種別	区分	設備名	単位	使用料の額	備考
----	----	-----	----	-------	----

				(1回につき)	
映像関係設備	401研修室	映像設備	一式	2,660円	
		電動スクリーン	1面	530円	映像設備を使用する場合を除く。
	402研修室	手動スクリーン	1面	420円	
	403研修室	映像設備	一式	5,330円	
		電動スクリーン	1面	530円	映像設備を使用する場合を除く。
	404研修室	映像設備	一式	2,130円	
		手動スクリーン	1面	420円	
	405研修室	映像設備	一式	2,130円	
		手動スクリーン	1面	420円	
	406研修室	手動スクリーン	1面	420円	
	共通	オーバーヘッドプロジェクター	1台	850円	専用台を含む。
可搬式スクリーン		1面	420円		
プロジェクター		1台	900円		
音響関係設備	体育室	音響設備	一式	1,600円	
その他設備器具	共通	携帯用拡声器(A)	1台	530円	
		携帯用拡声器(B)	1台	260円	
		レーザーポインター	1本	210円	
		机	1脚	150円	体育室において、会議以外の目的で使用する場合には限る。
		椅子	1脚	50円	体育室において、会議以外の目的で使用する場合には限る。
		講演台	1台	530円	花台を含む。体育室において、会議以外の目的で使用する場合には限る。
		司会者台	1台	260円	体育室において、会議以外の目的で使用する場合には限る。
		移動ステージ	一式	2,130円	体育室において、会議以外の目的で使用する場合には限る。
		展示パネル	1枚	100円	
		国旗	1枚	260円	
		県旗	1枚	260円	

		賞状盆	1枚	150円		
	陶芸炉	陶芸窯 (大)	素焼の場合	1台	11,300円	
			本焼の場合	1台	17,800円	
		陶芸窯 (小)	素焼の場合	1台	910円	
			本焼の場合	1台	1,470円	

2 島根県立西部総合福祉センター

種別	区分	設備名	単位	使用料の額 (1回につき)	備考
映像関係設備	101研修室	映像設備	一式	2,660円	
		電動スクリーン	1面	530円	映像設備を使用する場合を除く。
	301研修室	映像設備	一式	2,660円	
		電動スクリーン	1面	530円	映像設備を使用する場合を除く。
	401研修室	映像設備	一式	5,330円	
		電動スクリーン	1面	530円	映像設備を使用する場合を除く。
	402研修室	映像設備	一式	2,660円	
		電動スクリーン	1面	530円	映像設備を使用する場合を除く。
	403研修室	映像設備	一式	2,660円	
		電動スクリーン	1面	530円	映像設備を使用する場合を除く。
	視聴覚室	映像設備	一式	2,660円	
		電動スクリーン	1面	530円	映像設備を使用する場合を除く。
	体育室	映像設備	一式	5,330円	
		電動スクリーン	1面	530円	映像設備を使用する場合を除く。
共通	16ミリ映写機	1台	2,130円	専用台を含む。	
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	960円	専用台を含む。	
	スライド映写機	1台	850円	専用台を含む。	
	可搬式スクリーン	1面	420円		
音響関係設備	体育室	音響設備	一式	1,600円	
その他設備器具	共通	携帯用拡声器(A)	1台	530円	
		携帯用拡声器(B)	1台	260円	
		レーザーポインター	1本	210円	
		机	1脚	150円	体育室において、会議以

					外の目的で使用する場合には限る。
	椅子		1脚	50円	体育室において、会議以外の目的で使用する場合には限る。
	講演台		1台	530円	花台を含む。体育室において、会議以外の目的で使用する場合には限る。
	司会者台		1台	260円	体育室において、会議以外の目的で使用する場合には限る。
	展示パネル		1枚	100円	
	国旗		1枚	260円	
	県旗		1枚	260円	
	賞状盆		1枚	150円	
陶芸炉	陶芸窯 (大)	素焼の場合	1台	2,190円	
		本焼の場合	1台	3,000円	
	陶芸窯 (小)	素焼の場合	1台	910円	
		本焼の場合	1台	1,470円	

注 1回とは、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時までのそれぞれの時間帯における使用をいう。ただし、陶芸窯を使用する場合は、準備及び燃焼を通じて1回とする。

様式第1号(第2条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

島根県知事 様

所 在 地
申 請 者 名 称
代 表 者 氏 名

総合福祉センターの指定管理者について指定を受けたいので、島根県立総合福祉センター条例第6条第2項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

団 体 名			
代 表 者 職 ・ 氏 名			
主たる事務所の所在地			
設 立 年 月 日	年 月 日	構成員の人数	人
資 本 金	円		
提携団体(他団体と連携して管理を行う場合に記入すること。)			

添付書類

- 1 島根県立 総合福祉センターに係る事業計画書
- 2 活動実績書(様式第2号)
- 3 過去3年間に活動している場合にあつては、過去3年間の決算書及び事業報告書
- 4 定款等
- 5 法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書
- 6 法人の場合にあつては、納税証明書

様式第2号(第2条関係)

団体の活動実績書

施設の管理に関する活動の実績

活 動 名	活 動 期 間	活 動 内 容	備 考

様式第3号(第6条関係)

島根県立総合福祉センター使用料還付請求書

年 月 日

島根県知事 様

請求者 郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号() -

下記のとおり使用料の還付を受けたいので請求します。

記

許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号			
還付を受けようとする理由				
還付請求金額	円			
還付請求金額の内訳	許可を受けた施設等	既納の使用料	還付割合	還付額
		円	%	円

様式第 1 号 (第 2 条関係)

(平16規則85 (平17規則18) ・全改、令 3 規則19 ・一部改正)

様式第 2 号 (第 2 条関係)

(平16規則85 ・全改)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

(平12規則54 ・一部改正、平16規則85 ・旧様式第 4 号繰上 ・一部改正、令 3 規則19 ・一部改正)